平成２６年（フ）第２０２２号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目38番48号　シーダーパレス201
破産者　長尾　圭馬
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４２号
神奈川県藤沢市善行１丁目６番地の１　リアルヒルズ善行303
破産者　藤岡　英明
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４号
神奈川県秦野市南矢名975番地の４　秀芳荘２－１
破産者　恩蔵　孝明
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７５号
神奈川県秦野市南矢名975番地の４　秀芳荘２－１
破産者　恩蔵　玉江
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７６号
神奈川県秦野市南矢名975番地の４　秀芳荘２－１
破産者　恩蔵　明枝
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３５号
愛知県豊橋市東田町字東前山11番地１　406、従前の住所愛知県豊橋市東小鷹野３丁目19番地20
破産者　ひらのパワーオンこと　平野　良行
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５７号
愛知県豊橋市下地町字前田１番地１、従前の住所愛知県豊橋市中世古町76番地
破産者　東栄庵こと　伊藤　逸朗
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２０５７号
大阪府高槻市津之江町３丁目52番４号
破産者　久保　純一
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２７７号
大阪市東成区大今里２丁目９番５－118号、前住所大阪府東大阪市足代北１丁目８番11－705号
破産者　高田　義之
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５２５号
大阪市住之江区南港中３丁目３番31－1120号
破産者　尾藤　賢次
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８１３号
兵庫県西宮市高須町１－１　武庫川団地第８号棟第1021号室、開始決定時兵庫県西宮市甲子園洲鳥町１番７－402号
破産者　小堀　光男
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５６６号
大阪市城東区東中浜９丁目４番19号、申立時の住所大阪市北区天神橋８丁目11番６号
破産者　ブティックあだちこと　足立　正實
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２号
大阪市天王寺区空堀町４番17－504号、前住所奈良県大和郡山市北西町145番地36
破産者　池田　彦司
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５６号
大阪府豊中市城山町３丁目１番20－306号
破産者　大門　臣也
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７４９号
大阪府東大阪市日下町６丁目10番18号
破産者　鳥栄かしわ店こと　奥田　康博
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２９９号
大阪市中央区島之内１丁目22番23号－704号、開始決定時大阪市住吉区帝塚山中１丁目４番33号　帝塚山イクス101号
破産者　井芹　節子（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３９２号
大阪市阿倍野区帝塚山１－12－11　帝塚山病院内、住民票上の住所大阪市阿倍野区阪南町３丁目39番20号
破産者　田村　和幸
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３９９号
大阪府寝屋川市太秦中町14番19号
破産者　清村高憲ことＫＡＮＧ　ＴＡＥＫＥＵＮこと　姜　　**奉**根
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部